

「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の制定等を受けた六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの変更」における
一部内容の変更について

2017年4月

日本原燃株式会社

1. はじめに

2013年12月18日に施行された「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「新規制基準」)に適合させるための廃棄物管理施設の変更については、安全協定書第4条の規定に基づく青森県及び六ヶ所村の事前了解を得た後の2014年1月7日に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく廃棄物管理事業の変更許可申請を行い、現在、安全審査を実施中である。

今般、これまでの安全審査の状況等を踏まえ、以下に示す変更をすることとした。

2. 変更の概要

○地震による損傷の防止

新規制基準では、最新の知見などを踏まえ、特定震源による地震(プレート間地震、内陸地殻内地震、海洋プレート内地震)及び震源を特定せず策定する地震動に基づく基準地震動 S_s を策定すること等が要求されており、以下のように対応する。

(1)敷地周辺の地震発生状況等の反映による基準地震動評価における検討用地震動の設定

- プレート間地震として、マグニチュード9クラスの「2011年東北地方太平洋沖地震を踏まえた地震」を設定
- 内陸地殻内地震として、敷地に対して相対的に影響の大きい「出戸西方断層による地震」(マグニチュード7.0)を設定
(より保守的な評価を行うため断層長さを当初申請より長く設定)
- 海洋プレート内地震として、地震規模の大きい「2011年宮城県沖の地震」(マグニチュード7.2)と同様の地震を敷地からの距離が最短となる位置に設定
- 震源を特定せず策定する地震動に対して、震源近傍の地震観測記録を収集し、敷地における地震動として岩手・宮城内陸地震及び留萌支庁南部地震を選定等

※ それぞれの検討に際して各種の不確かさを考慮

(2)基準地震動 S_s の設定

設定した検討用地震動による評価結果に基づき、基準地震動 S_s -A(最大加速度700ガル)を1波、基準地震動 S_s -B(出戸西方断層による地震)を5波、震源を特定せず策定する地震動による基準地震動 S_s -C(岩手・宮城内陸地震及び留萌支庁南部地震)を4波の合計10波を基準地震動 S_s として設定する。

なお、設定した基準地震動 S_s に対して一部の設備で耐震補強を実施する。

具体的には、ガラス固化体受入れ建屋及びガラス固化体貯蔵建屋の屋根鉄骨の一部を補強する。

3. 工事計画

耐震補強に係る工事計画を「表-1 工事計画」に示す。

4. 変更に係る安全性

変更に係る施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の関係法令を満足するとともに、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合するようにする。

なお、今回の変更については、「施設の処理能力・貯蔵能力」、「年間の放出管理目標値」及び「被ばく評価」の変更を伴うものではなく、既設備の機能・性能に影響が及ぶものではない。

以 上

表－1 工事計画

	2017 年度 (平成 29 年度)		2018 年度 (平成 30 年度)	
	上期	下期	上期	下期
耐震補強工事	▼ 着工		▼ 完了	